

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

計画策定の背景としては、国において、「障害者の権利に関する条約」に署名した平成19年以降から、「障害者基本法」の改正(平成23年8月施行)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立(一部を除き平成25年4月施行)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月施行)、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年5月施行)、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成30年6月施行)、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年6月施行)など、法制度が整備されるなど、障がい者施策の充実が図られています。

また、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(令和4年5月施行)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年4月1日施行)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和6年4月1日施行)など、さらなる法制度等の整備が進んでいます。

令和5年3月には、今後の障がい者施策の充実化の方向性として、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めることを基本理念とする「第5次障害者基本計画」が策定され、令和5年5月には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」が行われ、障がいのある方等に対する虐待の防止や障がいのある方による情報の取得利用・意思疎通の推進等の新たな方向性が示されています。

本市においては、令和3年度に『第4次てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>』を策定し、「ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの都市(まち)」を基本理念とし、障がい者施策の基本的方向を取りまとめた、市町村障害者計画と、障害福祉サービス等の提供体制の確保について定めた「第6期浦添市障害福祉計画」、「第2期浦添市障害児福祉計画」を一体期に策定し、障がいのある方が安心して、いきいきと暮らせる都市(まち)を目指し、各種施策の展開とサービスの提供に努めてきました。

今回、『第4次てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>』(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画含む)が令和5年度末で計画期間満了となることから、本市のこれまでの計画で位置付けた施策や福祉サービスの取り組み状況や当事者の方からのご意見、国が定める基本指針や県の計画等を踏まえて『第5次てだこ障がい者(児)プラン』(第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画含む)を策定しています。

2 計画の法的根拠等

(1) 計画の法的根拠と計画内容

第5次てだこ障がい者(児)プランは、「市町村障害者計画」「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」の3つの計画が一体的に策定された計画で、各計画の法的根拠や計画の主な内容は、以下のとおりです。

計画名	根拠法	内容
市町村障害者計画	障害者基本法 (第11条第3項)	障がい者施策の基本的方向について定める計画
市町村障害福祉計画	障害者総合支援法 (第88条第1項)	障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画 (3年1期とした計画)
市町村障害児福祉計画	児童福祉法 (第33条の20第1項)	障害児通所支援等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画 (3年1期とした計画)

3 計画の位置づけ

第5次てだこ障がい者(児)プランと、本市の各種計画との位置づけについては、最上位計画である「第五次浦添市総合計画」及び保健福祉分野の上位計画である「第6次地域福祉計画・第7次地域福祉活動計画」、その他保健福祉分野の部門別計画との整合を図った、市町村障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を一体化した計画として策定します。

【本市の最上位計画】

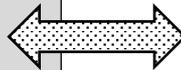
第五次浦添市総合計画

【保健福祉分野の上位計画】

てだこ・ゆいぐくるプラン
(第6次地域福祉計画・第7次地域福祉活動計画)

第5次てだこ障がい者(児)プラン

- ・第5次浦添市障害者計画
- ・第7期浦添市障害福祉計画
- ・第3期浦添市障害児福祉計画



【保健福祉関連計画】

てだこ高齢者プラン

てだこ親子プラン

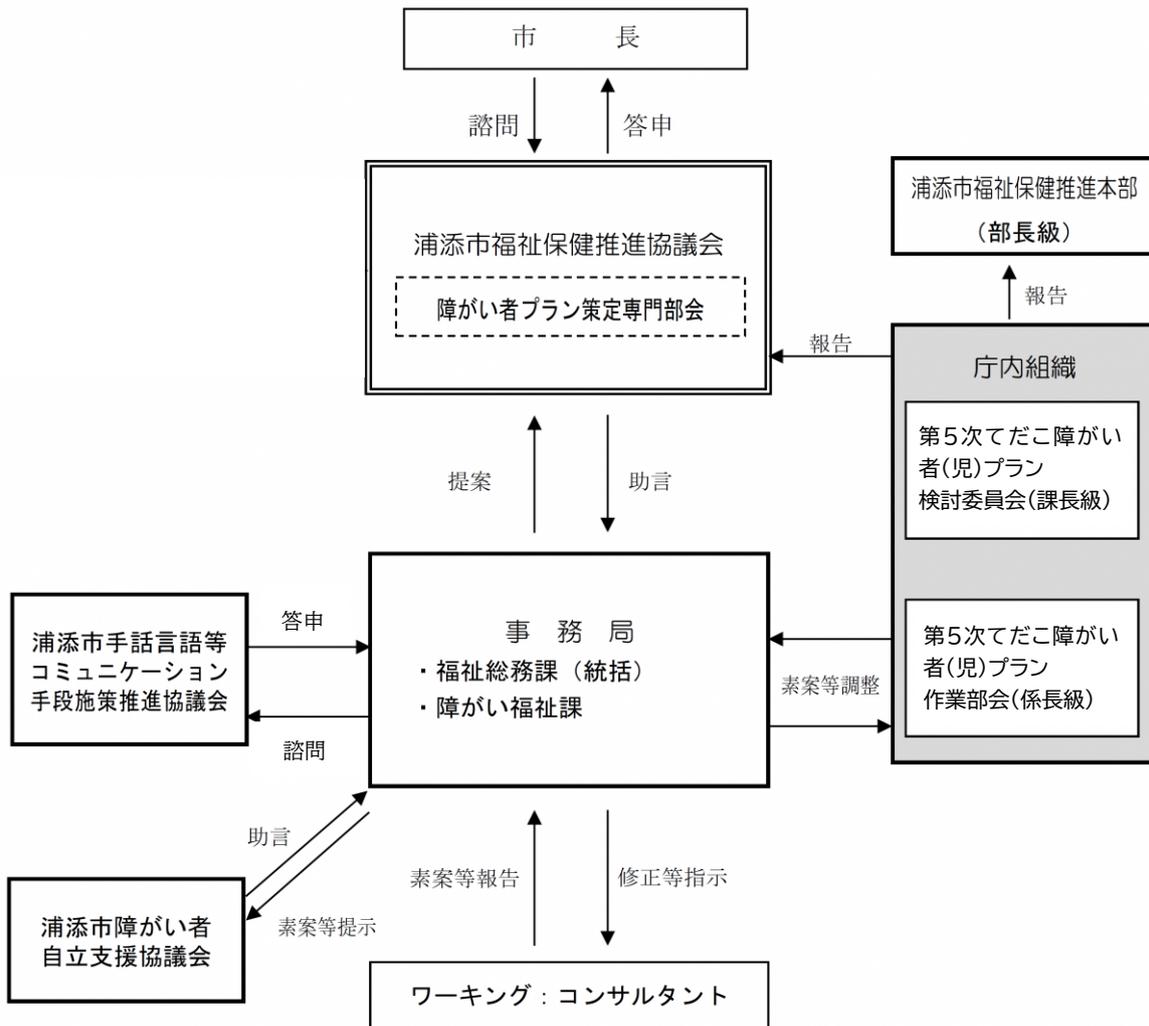
健康・食育うらそえ21

【その他関連計画】

教育、防災、まちづくり計画
など

4 計画の策定体制

第5次てだこ障がい者(児)プランの策定に関する検討・審議については、行政内部の「プラン検討委員会」「プラン作業部会」で検討を行った内容を、外部・有識者等で構成される「福祉保健推進協議会」「障がい者プラン専門部会」「手話言語等協議会」「障がい者自立支援協議会」で審議していくものであります。



5 計画の対象者

この計画の対象者は、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の3障害に該当している方及び難病等により障害福祉のサービスを利用している方となります。

【障がい者】

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」18歳以上の方
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の方(発達障がい者を含む)

【障がい児】

- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児
- ・身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障がい児を含む)

6 計画の期間

第5次てだこ障がい者(児)プランの「市町村障害者計画」部分についての計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間の基本とし、必要に応じて中間年での見直しを行います。

また、障害福祉サービスの量の見込みや確保方策を整理する「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」については、令和6年度～令和8年度の3年間の1期として、令和9年度からは次期計画がスタートとする計画期間となります。

	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
市町村障害者計画	→					
市町村障害福祉計画及び 市町村障害児福祉計画	→			→ 次期計画		